

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月7日(2021.10.7)

【公開番号】特開2020-32020(P2020-32020A)

【公開日】令和2年3月5日(2020.3.5)

【年通号数】公開・登録公報2020-009

【出願番号】特願2018-162767(P2018-162767)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月25日(2021.8.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1配線と、

前記第1配線とは異なる第2配線と、を有する遊技機において、

ベース部材と、

前記ベース部材に組み付けられるカバー部材と、を備え、

前記ベース部材のうち前記配線カバーで覆われる部分に前記第1配線の配線ルートを形成する第1配線ルート形成部が設けられ、

前記カバー部材のうち前記ベース部材と反対側に前記第2配線の配線ルートを形成する第2配線ルート形成部が設けられ、

前記ベース部材には、前記第1配線ルート形成部の少なくとも一部として、前記第1配線を幅方向に挟んで前記第1配線を所定の方向に延在させる第1ガイド壁が設けられている遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

上記課題を解決するためになされた請求項1の発明は、第1配線と、前記第1配線とは異なる第2配線と、を有する遊技機において、ベース部材と、前記ベース部材に組み付けられるカバー部材と、を備え、前記ベース部材のうち前記配線カバーで覆われる部分に前記第1配線の配線ルートを形成する第1配線ルート形成部が設けられ、前記カバー部材のうち前記ベース部材と反対側に前記第2配線の配線ルートを形成する第2配線ルート形成部が設けられ、前記ベース部材には、前記第1配線ルート形成部の少なくとも一部として、前記第1配線を幅方向に挟んで前記第1配線を所定の方向に延在させる第1ガイド壁が設けられている遊技機である。